

遺跡環境整備の現状

奈良国立文化財研究所 高瀬要一

1 はじめに（遺跡環境整備とは）

「遺跡環境整備」という言葉は聞きなれない言葉だと思う。一般に「環境整備」というと工場の建物周辺の土地を整えたり、事務所であったら机や機器などを整える、というようなどちらかというと本体そのものではなく、周囲や附属のものを整えることをさす場合が多い。ところが、「遺跡環境整備」という場合、遺跡の周辺整備をさすのではなく、遺跡そのものの整備をさしているのである。遺跡そのものの整備を我々は「遺跡環境整備」とか、簡単に「遺跡整備」と呼んでいるのであるが、その内容は実にさまざまな仕事を含んでいる。たとえば、古墳であれば、墳丘の伐開・草刈・法面保護、石室の修理・保護、周囲の保護柵設置、見学路・広場の整備、案内サインの設置、駐車場・トイレ・休憩所など便益施設整備などなどである。これらの仕事は大きく三種類にわけることができる。

第一は、地上あるいは地下に保存されてきた遺跡を後世に伝えるために、より良い状態となるよう保護する仕事である。遺構を地中に埋めて保護するための盛土、崩れかかったあるいはすでに崩れてしまった石垣の修理、樹脂などを用いた遺構の保存科学的措置、地中の木製遺構・遺物を保存するための池造成、などを遺構の状態に合わせて検討し、実施する。

第二は、遺跡の内容を見学者に理解しても

らう仕事である。遺跡を見やすくするための伐開、遺構を保護しながら見学するための覆屋建設、遺跡の表示・復原、見学路の整備、道標・説明板の設置、資料館の建設などである。

第三は、見学者の利用のための施設整備の仕事である。古墳の例で紹介した便益施設の他、休憩あるいは修景のための緑陰整備、軽いスポーツなど多目的に使える広場整備など、公園的利用に応える施設を含んでいる。

つまり、第一は遺跡の「保護」、第二は「理解」、第三は「利用」である。これらの仕事を各遺跡ごとに総合的に行なうことが「遺跡環境整備」であり、こうして整備された遺跡は、一般に「遺跡公園」、あるいは「史跡公園」と呼ばれている。これは遺跡をただ単に保存するのではなく、積極的に活用を図ることによってより保存の意義を高めようとする、現行の文化財施策である。

2 遺跡環境整備のはじまり

では、このような「遺跡環境整備」の仕事がわが国で何時から行われ、その初期の段階ではどのような理念と内容をもっていたのかを簡単に振り返ってみたい。

「遺跡環境整備」の前提となる遺跡保存の動きがわが国ではじまるのが明治末期である。明治44年、徳川頼倫らの努力によって「史蹟及天然紀念物保存ニ関スル建議案」が可決す

る。これがもととなり、大正8年(1919)、「史蹟名勝天然紀念物保存法」が公布され、ここではじめて遺跡のうち重要なものを史蹟に指定し、保護する制度が確立する。指定された物件の具体的な保存策として、国費による土地の買い上げと、簡単な環境整備がこのとき既に始まっている。

同法に基づく最初の史蹟指定は大正9年に始まり、翌10~11年には全国で一斉に指定が行われる。九州でも大宰府跡、水城跡、千金甲古墳、隼人塚などいくつかの著名な遺跡がこの最初期の指定物件に入っている。ここで大宰府跡など九州の遺跡をとりあげ、当時、どのような環境整備が行われていたかを紹介したいのだが、その辺の事情を調べる時間的余裕がない。かわりに筆者が現在、直接、その整備に関わっている奈良市の平城宮跡をとりあげ、最初期の環境整備を跡付けてみたい。

平城宮跡の初期の環境整備

平城宮跡は東・北・西の三方に丘陵がせまる、奈良盆地北端部に所在する。奈良時代に新しく造られ、およそ70年間、首都の中枢として機能した宮殿の遺跡である。その大きさは東西1.3km、南北1km、面積約130haである(写真A)。



写真A 整備がすすむ平城宮跡
(西方からの全景)

この遺跡の保存の礎は明治末期から大正初

期にかけて奈良の植木職、棚田嘉十郎らを中心とする市民グループによって作られた。棚田らは「奈良大極殿址保存会」(以下、「保存会」と略す)を組織し、当時、平城宮の建物跡が水田の中に芝生の高まりとしてかろうじて残っていた第二次大極殿、朝堂院一帯約10haの土地を所有者の寄贈や集めた金で購入し、確保する。大正4年(1915)から7年にかけてである。

つぎに、「保存会」は確保した土地の外周を巡る石積みの堀を、大正8年9月から9年12月にかけて設けている。これが平城宮における最初の本格的整備工事である。堀の位置は建築史学者、関野貞が推定した大極殿院・朝堂院・朝集殿院の外側に沿うものであったが、結果的にはこの堀の掘削によって平城宮の遺構はかなり破壊されている。当時は地下に平城宮の遺構が残存しているとは誰も考えておらず、やむを得ない面もあるが、今考えると大変乱暴なことであった。いずれにしてもこの堀の意図は、内部が聖域であり、これを明確に見せることによって平城宮を顕彰することであったと考えられる。面白いことにこの堀は内側を野面石積みとし、外側を花崗岩の割石積みとしている。なぜこうしたのかは不明であるが、関係者の意識としては野面石積みが割石積みよりも上等、あるいは古式であると受け止められており、聖域側を野面石積みとしたのではないか?当時の人々の石積みに対する感覚として興味深い。

その後、大正11年(1922)に平城宮は史蹟に指定される。このことによって「保存会」は自らの使命が終わり、今後の保存は国に一任するとして、所有地10haを国に寄付し解散する。当時、史蹟を管轄していたのは内務省

である。内務省は土地を譲り受けると、第二次大極殿院北側の内裏地区および朝集殿院の南、近鉄線路までの間、合わせて25haの土地を買い足す。この時の史蹟指定地は当時考えられていた平城宮全域ではない。現在、我々が第一次朝堂院、第二次朝堂院と呼んでいる一画を中心とする47haの範囲である(第1図)。

さて、史蹟指定後は「保存会」にかわって奈良県が平城宮の整備を精力的に行う。奈良県は内務省の交付金を受け、以下の一連の整備を実施している。

第一に、「平城宮址」「大極殿址」という巨大な石碑をそれぞれ朝集殿院前面と大極殿前面に立てる。

第二に、指定地四隅および四辺諸処に境界石を埋設するとともに、指定地境界に沿って約200mごとにイチョウの木を数本ずつ一かた

まりに植え、指定範囲を示すランドマークとする。これは全部で14ヶ所あり、土地の買収も同時に行っている。

第三に、北の一条通りから大極殿、朝堂院の各堂跡に通ずる幅9~18尺の道を新設し、この道に区画された内部の畦畔を撤去、地均しの上、芝を張る。道路両側には側溝を設け、外周の玉石積みの堀へ排水する。また道が堀を横断する箇所にはコンクリート床板橋を架ける。さらに内裏東面と朝集殿院南門の入口部に車止め石柱を立て、内部への車の乗入れを規制する。

第四に、残存している各殿堂跡の土壇の形状を保存するために土壇の裾に「地形現状標石」なる石柱を埋設するとともに、各土壇の平面を測量する。

第五に、朝堂院南入口に保存上の注意と指

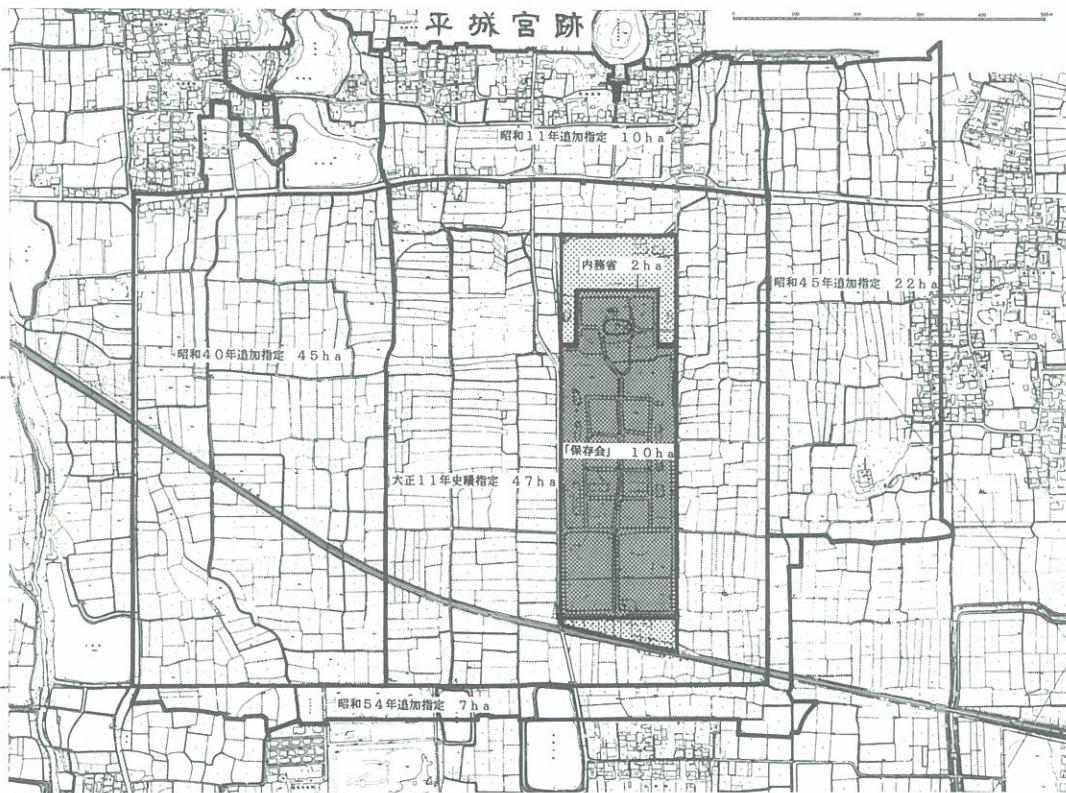


図1 平城宮跡当初指定区域図

定範囲図を入れた屋形形の説明板を立てる。

第六に、国有地以外の史蹟指定地内水田中に残る土壇の土地を買収する。

これらのこととを大正12・13年の2か年で行なっている。いずれも平城宮の当時の状況とスケールを考えたユニークな整備である。この整備内容を見て気付くのは遺跡の「保護」・「顕彰」という姿勢が明確な反面、遺跡の「理解」・「利用」という面では消極的であることである。また、当時は遺構を復原するという考え方もない。そのかわり、遺跡の存在を強調し、顕彰するという考えは今より強かった。石積みの堀、巨大な石碑、指定地境界に沿って植栽されたイチョウなど、その現れであり、平坦な平城宮の地形と全体が水田であることなどを考慮した独特な方法であり、高く評価すべきであろう。この時点では未だ発掘調査によって遺跡の内容を解明する技術が確立していなかったし、その成果に基づいて遺跡本来の姿を推定する学問ももちろんなかった。遺跡を推定する手がかりは地上に見えている土壇しかないと考えられていたから、これを大切にし、保護する姿勢が整備に端的に現れている。

以上が平城宮跡における初期の「環境整備」である。これほど多彩ではないにしても他の地域でも類似した整備が行われたようである。中でも、保護柵、説明板、および史蹟指定を示す石標の三施設は保存上の基本施設として各史蹟に整備された。

3 「遺跡環境整備」の現状

では、現在のわが国の遺跡の現状と、環境整備の実際はどうなっているだろうか？

現在、日本には約30万ヶ所の遺跡があると

推定されている。ちなみに、1990年度の埋蔵文化財統計資料によると、同年度には全国で約26,700件の埋蔵文化財発掘届が出され、そこで要した発掘調査費用は860億円にも上る。この大半が緊急調査といわれる、農業・道路・住宅・宅造など開発に伴う事前調査であり、その費用が原因者負担（開発者サイドが発掘調査費用を負担すること）であることは云うまでもない。また、調査後は開発工事が行われ、その部分の遺跡がほとんど消滅していることも事実である。

こうした苛酷な情勢下における遺跡保護の現状であるが、遺跡のうち史跡に指定され、一応、保護の網をかぶっているものが国指定約1,300件、都道府県指定約2,600件、市町村指定約10,300件、合計14,200件である。さらに、整備状況は？というと、国指定史跡のうち、一応の整備が行われ、史跡公園と呼べるものは約350件に過ぎない。国指定以外の史跡や全く指定を受けていない遺跡であっても整備され、公園的利用がなされているものもあるが、その数はそれほど多くはない。結局、30万ヶ所の遺跡の中で積極的な活用に供されているものは0.1%強に過ぎない。

平城宮跡の例で見てきたように、遺跡を整備する仕事はすでに大正時代に始まっており、その内容が遺跡の「保護」と「顕彰」を中心とするものであったことも前述のとおりである。現在は「顕彰」という側面は明確ではないが、「保護」・「理解」・「利用」という三要素からなっていることも最初に述べた。しかし、同じ「保護」という内容も現在と、戦前のそれとでは大きく異なる。

まず、地上のみならず、地下にも遺跡が残っていることがわかった現在は「地下の遺構・

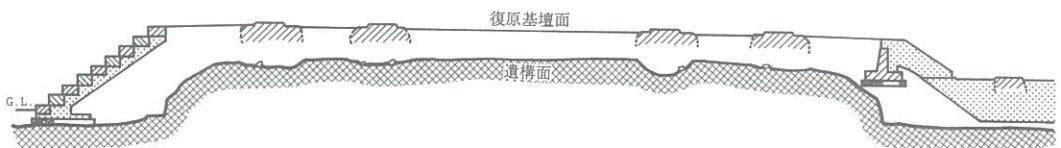


図2 平城宮第二次大極殿整備断面図

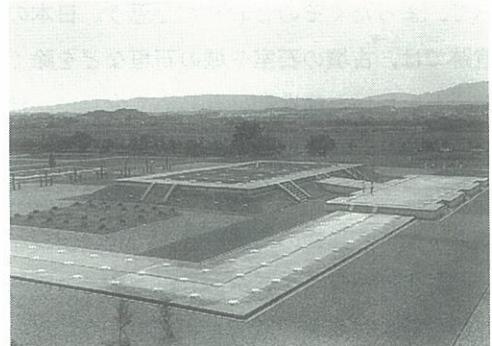
遺物の保護」にも十分、配慮していることがある。戦前はそれがほとんどなかった。平城宮跡しかしり、である。

もう一つは、遺跡のとらえ方が現在と戦前では全く異なることから生ずるのであるが、例えば、山城であれば現在では遺構のある山頂部だけではなく、ある程度の広がりで山そのものを保護の対象としている。さらに、一つの山城のみではなく、その山裾に営まれた城下町や出城など、一領主の関連遺跡をセットで保護する方向に変わってきている。戦前は「遺構主義」というのか、極端な場合、寺院跡として塔の心礎のみを史跡に指定していることもある。現在では寺院跡であったら寺域全体をカバーすることが常識となっている。古墳でも同じである。戦前は古墳群であっても史跡指定は中心となる大きな古墳の、それも墳丘部のみを対象としていたりするが、現在では周囲の濠はもちろん、周辺の古墳、古墳と古墳の間の土地を含めた古墳群全体を押さえる方針、といった具合である。

「整備」にも当然、これらのが反映してくる。第1章で紹介したように、地上のみならず、地下に残る遺構・遺物を保護するための種々の仕事がある他、整備のための工事の際にも地下の遺構・遺物を傷つけないよう、整備地表面のレベルを定めたり、種々の施設

の基礎部分を浅くするなど、一般の公園整備にはない工夫を要する。この点がやや分かりにくいと思うので、図を用いて説明しよう。

第2図は平城宮第二次大極殿の整備断面図である。平城宮跡では奈良時代の地表面から80cm高い面を整備地表面の基準としている。つまり、奈良時代の地表面は原則としてすべて地下に埋めてしまい、全体を80cmかさ上げした形をとっている。第二次大極殿の場合、遺構の残りがよく、遺構の80cm上に復原した基壇を作ろうとすると、新しい基壇の基礎によってどうしても地下の遺構を傷つけてしまう。そこで新しい基壇は最下部までつくらず上半部までとし、下半部は盛土の斜面に芝を張り、その内部に遺構を保護する形をとっている(写真B)。その他、地下遺構との関係で



写真B 第二次大極殿の復原基壇

常に問題となるのは、排水管、集水槽、浄化槽、高木の植穴など、一定の深さを必要とす

る施設の埋設である。高木を植える場合はその部分のみ若干盛土し、遺構面から1㍍以上の高さを確保するようにしている。これは過去に平城宮に植栽された樹木の根系を調査し、樹根が地表から1㍍以上の深さには達していないという結果に基づいている。

遺跡を体系的、構造的、かつ広域に保護する方針が端的に整備に現れているのは「風土記の丘」であろう。昭和40年に全国第一号として建設が始まった宮崎県の『西都原風土記の丘』が最も著名であり、ご存じの方も多いと思う。「風土記の丘」は遺跡の広域保存と活用を目的として文化庁が各県に一ヶ所ずつ設置することをめざして行っている事業である。建設中を含めて全国に13ヶ所の「風土記の丘」がある。九州にも近年、熊本県に『菊池川流域風土記の丘』がつくられた。

4 日本の遺跡整備の特色

ここで少し見方を変えて、諸外国の遺跡整備と比較し、日本の遺跡整備の特色を考えてみたい。

ヨーロッパなどの「石の文化」に対して、日本は「木の文化」といわれる。遺跡を見ていて、まったくそのとおりだと思う。日本の遺跡では、古墳の石室や城の石垣などを除くと、石を用いた構造物はきわめて少ない。ほとんどが土とそこに掘られた住居のくぼみや柱の穴である。平城宮のような大規模な宮殿であっても、建物の基壇や礎石、溝の側石などに石が使われることがあるが、多くの建物は掘立柱式であり、遺構として残っているのは柱穴である。まれに条件がよければ建物の部材や柱根が残っていることがあるが、本来の建物全体からすると残存している部分の比

率はきわめて低い。そのために発掘された遺構を見て、そこから元々の建物を思い浮かべるには相当の知識と想像力がいる。

そこへゆくとギリシャの神殿やローマの宮殿、ポンペイの都市遺跡などでは、屋根までそのまま残っていることはないが、石やレンガからなる柱、壁がある程度残り、ときには柱頭をつなぐ梁が残っている(写真C)。この

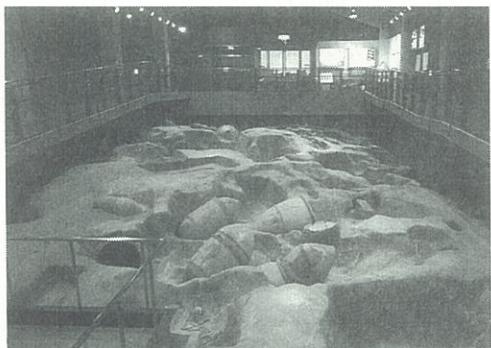


写真C ラオスのワット・プー遺跡
(11C頃のヒンズー教寺院)

くらい残っていれば誰でも一定の建物のイメージをもつことができる。しかも、石やレンガを材料としているから、保存上の問題が全くないわけではないが、ともかく遺構を露出して見せることが可能である。

これに比べ日本の遺跡は脆弱である。土を主体として、若干の木や石が加わる程度であるから発掘調査で露出しただけでもあやしいのに、長期間の露出にはとても耐えない。露出するにはシェルターを必要とする。遺跡に屋根をかけ、風雨、直射日光から保護し、展観するのである。福岡市の金隈遺跡、鴻臚館跡など、その代表的事例である(写真D)。しかし、シェルターは高価であるし、景観的な問題もあり、いつでも可能な方法ではない。

わが国では通常、遺跡は発掘調査後一旦埋め戻し、盛土で保護した上に新しい材料を使って地下の遺構を表現する方法をとっている。



写真D 金隈遺跡の覆屋内部

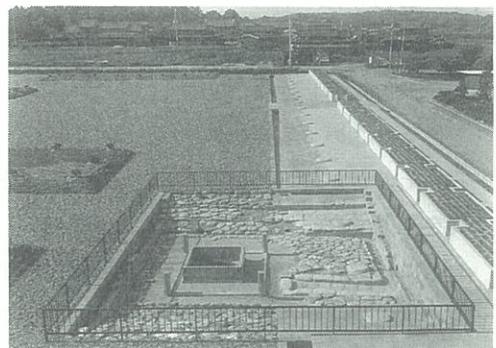
この表現法にいろいろある。すべてわが国で考えられた方法であるが、表現している内容から以下の4種に大別できる。①遺構を忠実に再現したもの、②遺構のある段階まで復原したもの、③遺構を完全に復原したものの、④遺構を造園的にデザインし表現したもの、の4種である。それぞれの方法を平城宮跡で実施している例をもとに紹介しよう。写真番号と手法の番号は対応する。

写真①：内裏の井戸である。発掘した遺構から型取りし、FRPのレプリカをつくり、遺構の上部に据え付け展観したもの。

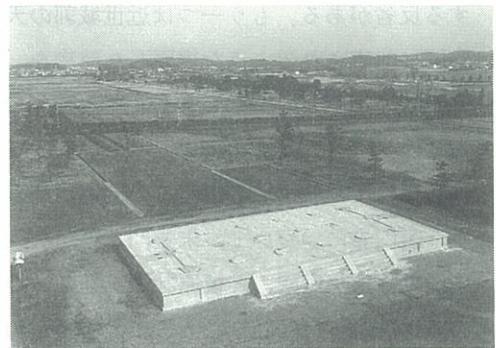
写真②：朱雀門基壇である。建物の基壇と礎石を復原したもの。

写真③：宮内省一郭の建物群である。建物を上部構造まで完全に復原したものの。

写真④：内裏の掘立柱建物群である。建物の大きさを芝生で、柱はツゲの刈り込みであらわしたもの。



写真① 内裏の井戸（レプリカ）



写真② 朱雀門基壇



写真③ 宮内省一郭の建物群



写真④ 内裏の堀立柱建物群

5 おわりに

最後に近年の「遺跡環境整備」の傾向と問題点を指摘し、まとめとしたい。

近年は③の「完全復原」手法がふえていく。その背景には、復原にかかる多大な経費を確保できるようになったことがあるが、一つにはこれまで行なってきた遺跡整備が②や④の手法が多く、「理解しにくい」とか、「平面的で単調である」といった批判に対する反省がある。もう一つは近世城郭の天守閣に代表されるような復原した建物を、町おこしや観光の核としようとする動きである。

じつは、平城宮でも近年この機運が高まり、宮内省につづいて、朱雀門、第一次大極殿院、東院庭園、と復原計画が進みつつある。平城宮は100haをこえる広大な国有地であり、文化庁が直接その発掘調査と整備を行ない、わが国における遺跡保存と活用のモデルケースとしている遺跡である。そのためにさまざまな遺跡整備手法をここで開発し、テストを行なっている。建物の完全復原もその一例である。ただし、復原すればそれでよいということではない。復原した建物群をいかに活かすかが、次の問題である。あまり堅苦しく考えずに多くの人が集まる場所にしたいと思う。

また、観光、町おこしに遺跡の復原を考えるのも決して悪いことではない。ただし復原にあたってはできるだけ精度の高いものを目指すべきである。いいかげんな復原は論外であるし、どの遺跡でも復原を行なうのが最良、というのではない。各々の遺跡は固有の性格、立地、学術的価値、歴史

的背景、遺構の残存状況などがあり、どのようなあり方が最もふさわしいかは個々に異なる。ある場合には「廃墟の美」・「つわものどもの夢の跡」として整備するのがふさわしいこともあるし、遺跡としての落ち着いたたたずまい、風格も不可欠であると思う。

ところで、佐賀県では吉野ヶ里遺跡がこれから国営公園として整備されようとしている。遺跡がこれほど注目され、人々を集めたことはかつてなかった。遺跡保存が地域振興となりうることを証明した、といえる。今後この遺跡をいかに魅力あるものとし、現代に再生させるかが、日本の遺跡に問われている一つの大きな課題であろう。

たとえば古びたお地蔵さんやら、地域の歴史を感じさせる遺跡や文化財が身近にあることは、緑や自然、清浄な空気などと同じように我々の生活環境を豊かにするものである。その意味で文化財も環境行政であろう。経済効率一辺倒ではないゆとりある快適な生活環境を創り出す一環として遺跡を大切にしていきたい。

著者略歴

氏名：Youichi Takase

学歴：千葉大学園芸学部造園学科昭45年卒

職歴：奈良国立文化財研究所

平城宮跡発掘調査部

計測修景調査室長

著書：『発掘が語る日本史』別巻1986年新

人物往来社

「石動山・東林院の庭園遺跡」『仏教

芸術』192号1990年毎日新聞社